

## 平成29年教育委員会臨時会議事録（要旨）

- 1 開催日時 平成29年10月5日（木）  
開会：午後1時00分 閉会：午後1時15分
- 2 開催場所 市議会会議室B
- 3 会議次第  
○議案第104号 大津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について
- 4 出席委員等  
桶谷教育長、前田委員、壽委員、八田委員
- 5 会議に出席した説明員  
船見教育次長、西村政策監、丹羽教育監、南堀教育総務課長
- 6 会議に出席した事務局職員  
伊藤教育総務課主任
- 7 会議を傍聴した者  
(1) 一般傍聴者 0人 (2) 市政記者等の傍聴者 0人
- 8 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 教育長が臨時会の開会を宣言

○議案第104号 大津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

【説明】

○南堀教育総務課長 議案第104号大津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について、教育委員会の議決を求めるものである。

大津市教育委員会公印規則は、大津市教育委員会事務局及び教育機関において使用する公印の種類、規格及び管守等について必要な事項を定めているものになるが、その多くの規定は大津市公印規則を準用している。今般、働き方改革及び事務効率化の観点から、市長部局の大津市公印規則が改正されたことに伴い、同様に所要の改正を行うものである。

大津市公印規則における改正後の第4条第5項については、勤務時間外に当たる始業前、終業後に公印を金庫に出し入れする状況にあったことから、働き方改革の観点から、公印の使用時間を正規の勤務時間内において定めることとするものである。

同じく大津市公印規則の改正後の第6項については、これまで、公印の管守者（ほとんどが所属長である）は、所属職員のうちから公印取扱責任者及び公印取扱補助者を定め、管守者不在の際の公印使用承認等の事務に当たらせていた。公印取扱責任者には課長補佐等が、公印取扱補助者には庶務担当係長等が選任される場合が多く、このうち、公印取扱責任者については、選任した際に総務課（教育委員会の場合は教育総務課）へ報告する義務があった。しかしながら、公印規則上、公印取扱責任者と公印取扱補助者の取り扱う事務に差異はなく、両者を区別する実益は乏しい状態であった。このため、今般、公印取扱責任者を廃止し、管守者不在の際に公印使用承認等の事務に当たる職を公印取扱補助者に一本化することとした。

また、大津市公印規則の改正前の第6項については、公印取扱責任者を廃止したことに加え、公印を他の所属で一定期間定置して使用することが現にないことから、削除するものである。また、第5条についても、同様に公印取扱責任者を削るものである。

大津市教育委員会公印規則第5条については、「大津市公印規則の準用」において、大津市公印規則第4条第6項が削除されたことに伴い、表から削除するものである。

【質疑】 なし

【採決】 可決

閉会 教育長が臨時会の閉会を宣言